

## ●香川県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成29年1月6日

香川県監査委員 三谷 和夫  
同 大西 均  
同 香川 芳文  
同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 交流推進部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 都市公園施設に係る使用料の調定伺書について、内容欄に記載がなく、かつ、許可書の写しも添付されていないものが散見された。また、調定の日付を遡及し、納期限を過ぎて納入通知書を発行しているものがあった。（栗林公園観光事務所）</p> <p>(イ) うどん県ニューツーリズム提供事業委託業務により生じた収入について、実際の現金の移動を行わないときは、委託料との公金振替により処理をする必要があった。（観光振興課）</p> <p>イ 契約について</p> <p>(ア) 案内表示板等の外国語表記に係る資料作成業務委託について、予定価格調書が見積書徴収後に作成されていた。仕様書や施行伺も、見積書徴収前に作成しておく必要がある。また、案内表示板等の整備業務委託と併せて発注方法を検討する必要があった。（観光振興課）</p> <p>(イ) 契約を締結した後に契約保証金が納付されているものがあった。（観光振興課）</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 調定伺書への必要書類の添付を徹底する。また、適時かつ速やかな調定伺書作成と事務処理を徹底する。</p> <p>(イ) 今回の指摘を踏まえ、同様の収入が生じた場合には、出納局とも協議の上、公金振替により処理をする。</p> <p>イ 契約について</p> <p>(ア) 今後は、会計規則にのっとり適切な会計事務の執行に努め、見積書徴収前に施行伺書や予定価格調書を作成する。また、より競争性及び経済性を確保できる発注方法を採用することとする。</p> <p>(イ) 今後、契約保証金について、契約締結前に納付させることを徹底する。</p>
		1

	(ウ) さぬきダイニングプロデュース事業委託について、契約書が作成されないまま事業が開始され、遅って契約書を作成しているものがあった。 (県産品振興課)	(ウ) 今後は、必ず契約書を作成した上で事業を実施することとし、同様の事態が起こらないよう、さぬきダイニングの認定店舗を複数の担当者で分担し、相互に進捗状況の確認を行うなど、手續等における不備が発生しないよう、チェック体制を強化した。
	ウ 物品について 現に保有する郵便切手の額が、郵便切手受払簿に登記された保管金額よりも多かった。 (栗林公園観光事務所)	ウ 物品について 受払簿への確実な記入を各人に指導した。なお、調査の結果、誤って貼付予定分より少ない額面の切手を貼付したことが原因と推測されるため、郵便切手受払簿上の「払出し」欄に△5円と記し、現物と受払簿の額を一致させた。
	エ その他 香川ウォーターフロントフェスティバル実行委員会について、自主検査が実施されていなかった。 (観光振興課)	エ その他 今回の指摘を踏まえ、自主検査を実施する。